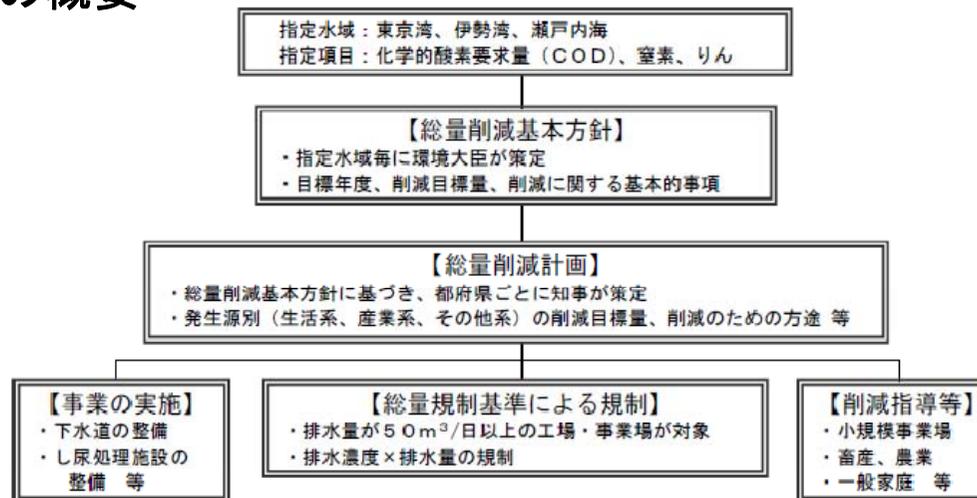
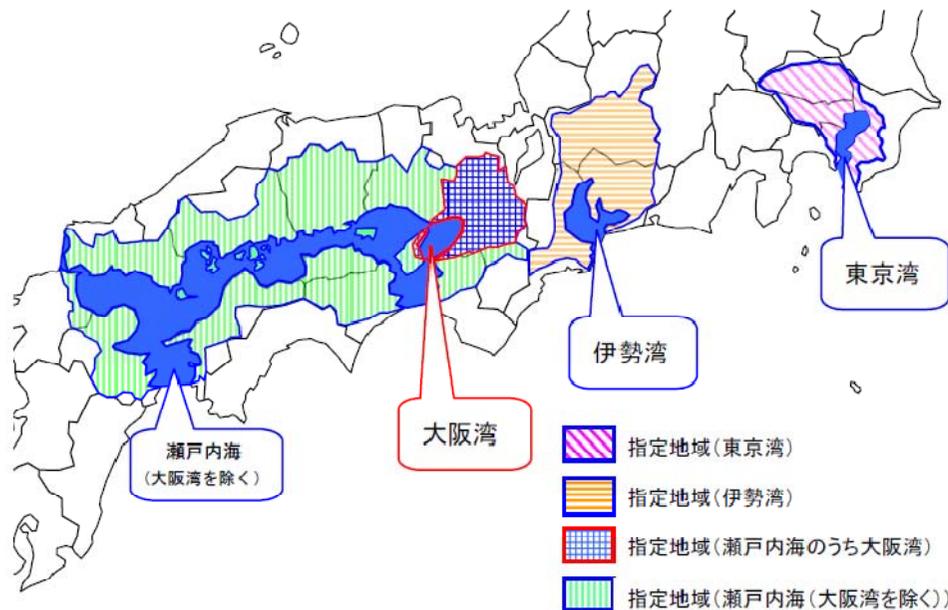


第7次水質総量削減について

○ 水質総量削減制度の概要



○ 指定水域及び指定地域



【関係都府県】

東京湾	(4都県)	埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県
伊勢湾	(3県)	岐阜県、愛知県、三重県
瀬戸内海のうち 大阪湾	(5府県)	京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
瀬戸内海 (大阪湾を除く)	(11県)	兵庫県、奈良県、和歌山県、岡山県、広島県、 山口県、徳島県、香川県、愛媛県、福岡県、大分県

○ 総量規制基準について

(1) 総量規制基準の概要

- ・ 総量規制基準は指定地域に立地する1日あたりの平均排出量が50m以上³の特定事業場に対して適用される、1日あたりの許容排出量についての基準。
- ・ 総量規制基準値(L値)は、1つ1つの事業場毎に、次式により設定。

$$\text{COD: } L_c (\text{kg/日}) = (C_{cj} \cdot Q_{cj} + C_{ci} \cdot Q_{ci} + C_{co} \cdot Q_{co}) \times 10^{-3}$$

$$\text{窒素: } L_n (\text{kg/日}) = (C_{ni} \cdot Q_{ni} + C_{no} \cdot Q_{no}) \times 10^{-3}$$

$$\text{りん: } L_p (\text{kg/日}) = (C_{pi} \cdot Q_{pi} + C_{po} \cdot Q_{po}) \times 10^{-3}$$

※Q: 表の時期区分の特定排出水の水量 (m³/日)

C: 表の時期区分ごとの水量に応じて、環境大臣が定める「凝縮分ごとのC値の範囲」内において都府県が定める値 (濃度:mg/日)

(2) 第7次総量規制基準の時期区分

時期区分別水量	項目	COD	窒素	りん
	この期間の水量	Q _{co}	Q _{no}	Q _{po}
S55.7.1 H 3.7.1	この期間に増加した水量	Q _{ci}		
H14.10.1	この期間に増加した水量	Q _{cj}	Q _{ni}	Q _{pi}
	この期間に増加した水量			

第7次水質総量削減の在り方について(答申)

(1) 水質改善を抑制していた要因

- ・ 長年にわたって排出してきた汚濁負荷は海底に蓄積しており、陸域から汚濁負荷を削減しても、底質からの栄養塩の供給により、削減効果が相殺されていた可能性。

(2) 指定水域における水環境改善の必要性

- ・ 東京湾、伊勢湾及び大阪湾においては、環境基準達成率が低く、しかも大規模な貧酸素水塊が発生しているため、今後も水環境改善を進める必要。
- ・ 大阪湾を除く瀬戸内海の水質は他の指定水域に比較して良好な状態。現在の水質が悪化しないように必要な対策を講じつつ、目標とすべき適切な水質を検討することが妥当。瀬戸内海では、場所や季節を考えたきめ細かな対応について引き続き検討していくことが必要。
- ・ 今後十分実現が可能と考えられるシナリオによって水質総量削減を行っていくことにより、良好な水環境になっていくと予測。

(3) 対策の在り方

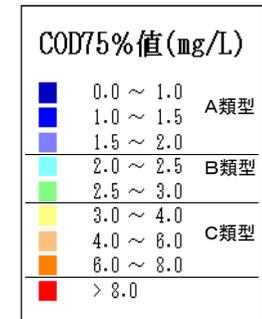
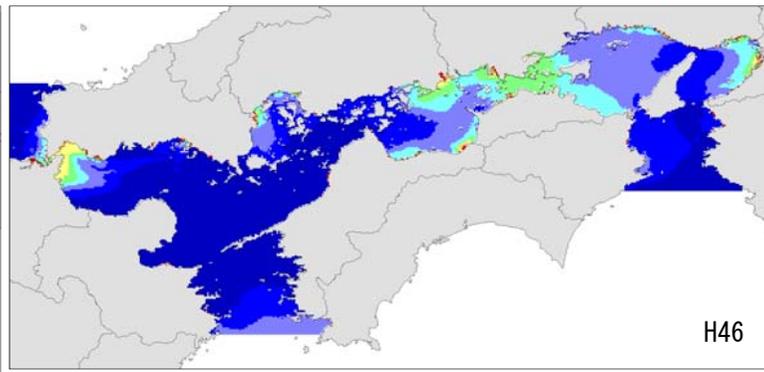
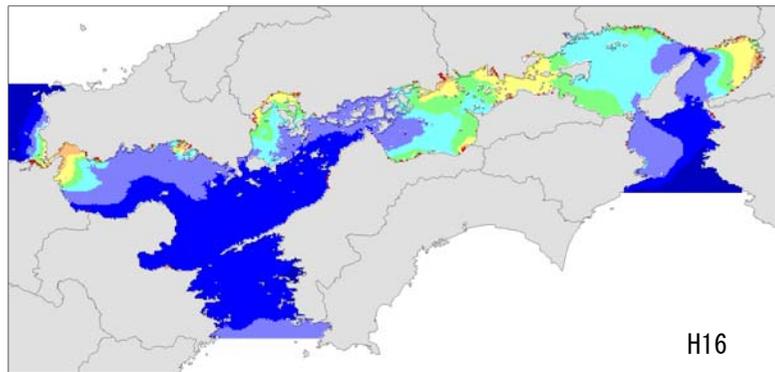
- ・ 水環境の改善が必要な東京湾、伊勢湾及び大阪湾においては、これまでとられた対策の内容と難易度等も勘案し、効率的に汚濁負荷量の削減が図られるよう対策を検討すべき。
- ・ 大阪湾を除く瀬戸内海においては、生活排水対策を進めるとともに、従来の工場・事業場の排水対策等、各種施策を継続して実施していくことが必要。
- ・ 干潟・藻場の保全・再生、浚渫や覆砂等の底質改善対策等を推進することが必要。
- ・ 目標年度は平成26年度とすることが適当。

(4) 今後の課題

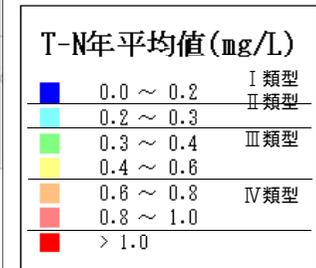
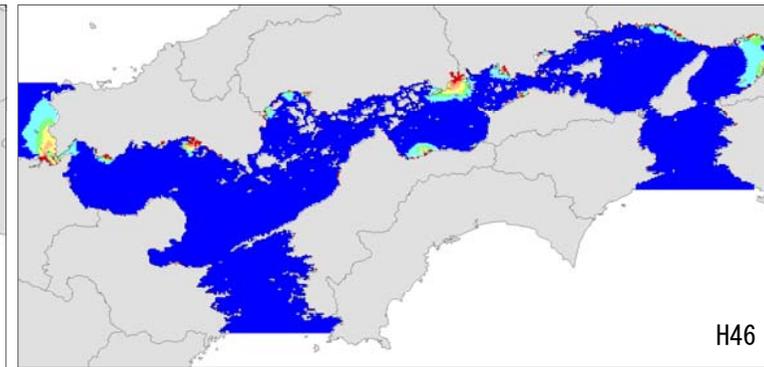
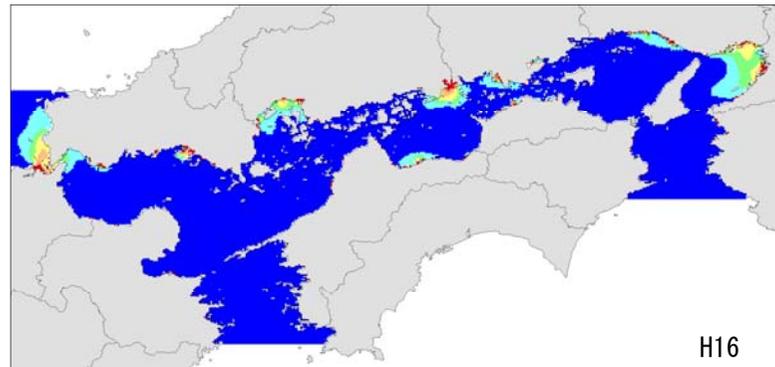
- ・ 広く水生生物(特に底生生物)の生息に影響を与える底層DO及び水生植物の生育や親水環境の要素も併せて示す透明度について、環境基準化を見据えた検討を行うことが必要。
- ・ 富栄養化が解消された閉鎖性海域における窒素、りん等の栄養塩類の管理の在り方などに関し、調査研究を推進することが必要。

水質の将来予測結果（瀬戸内海）

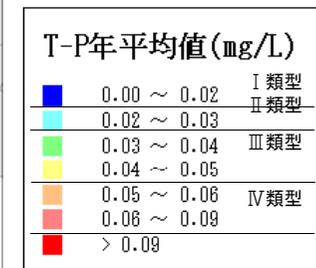
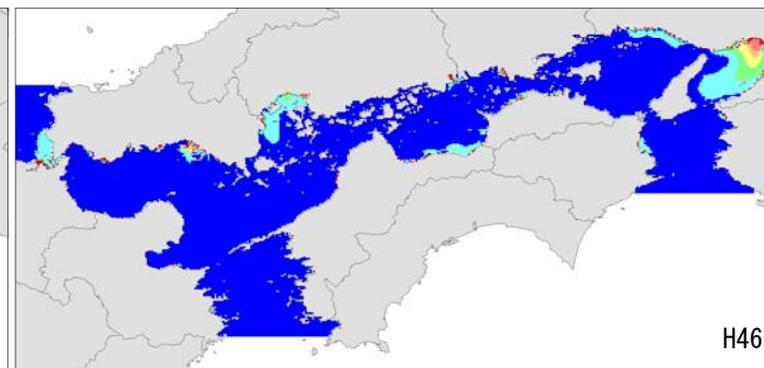
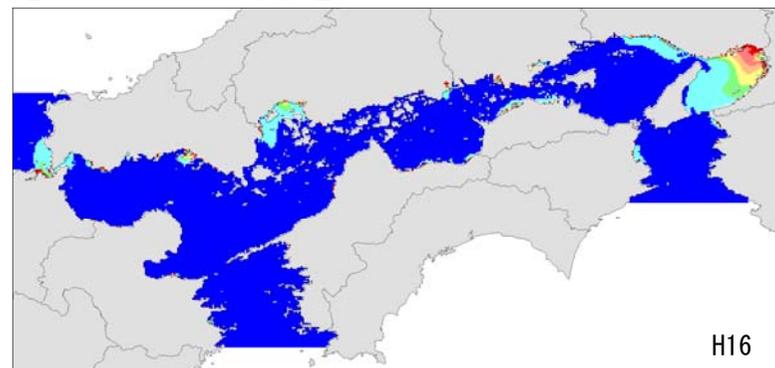
【COD75%値】



【T-N年平均値】



【T-P年平均値】



第7次総量規制基準の設定方法について(答申)

- 総量規制基準の設定方法に関する検討事項
時期区分、業種等の区分、C値の範囲

○ 第7次総量規制基準の設定方法

東京湾 **伊勢湾** **大阪湾**

- ◆ 時期区分：第6次から変更しない
- ◆ 業種等区分：215の業種等区分は第6次から変更しない
 - ・窒素及びりん含有量の濃度規制における暫定排水基準の見直しを踏まえ、窒素及びりんについては、畜産農業に新たな備考を設定。
 - ・業種等の区分の名称については、産業分類名称の変更を踏まえて変更。
- ◆ C値の範囲：COD、窒素、りんについて一部見直し

瀬戸内海（大阪湾を除く）

- ◆ 時期区分：第6次から変更しない
- ◆ 業種等区分：215の業種区分等は第6次から変更しない
 - ・業種等の区分の名称については、産業分類名称の変更を踏まえて変更。
- ◆ C値の範囲：第6次から変更しない

○ 第7次水質総量削減にかかるスケジュール〈総量削減基本方針・総量規制基準〉

